

資 料 編

子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 法第6条に規定する子どもの保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

委員名簿

区 分	氏 名	団体機関・役職名等
保 護 者	齊 藤 知 美	子育てサークルの代表 （げん鬼っ子クラブ）
//	月 岡 政 幸	保 育 所 保 護 者 代 表 （こしき保育所）
//	山 中 ユカリ	保 育 所 保 護 者 代 表 （溝 口 保 育 所 ）
//	勝 部 弘 志	伯耆町PTA協議会代表
子ども子育てに関する事業に従事する者	兵 江 律 子	保 育 士 代 表
//	米 田 述 史	児童クラブ指導員代表
学 識 経 験 を 有 す る 者	中 嶋 三知子	主 任 児 童 委 員
//	森 安 和 美	主 任 児 童 委 員
//	其 山 守 美	岸 本 小 学 校 校 長
関 係 行 政 機 関 の 職 員	後 藤 弥	教 育 委 員 会 教 育 長
//	山 上 志 保	保 健 師
町 長 が 必 要 と 認 め る 者	森 田 俊 朗	副 町 長

検討の経過

	開催日	検討事項等
第1回	平成26年2月20日	○委員長、副委員長の選任 ○子ども・子育て支援制度 ○次世代育成支援行動計画の実施状況 ○ニーズ調査の結果
第2回	平成26年4月30日	○提供区域の設定 ○量見込み ○子育て支援事業に要する経費、助成の状況
第3回	平成26年7月15日	○量見込み（修正） ○提供体制の確保の内容及び実施時期 ○新制度施行に伴う基準等に対する考え方 ○計画骨子（案）
第4回	平成26年9月 2日	○計画（素案）の検討 ○新制度施行に伴う基準条例（案） - パブリックコメント実施結果について
第5回	平成27年1月23日	○計画（素案）の検討
第6回	平成27年3月30日	○計画（案）のパブリックコメント結果について



伯耆町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発 行 伯耆町福祉課
〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37 番地 3
電 話 0859-68-5534
FAX 0859-68-3866